

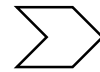
「指針」の策定に伴う従前のガイドラインの整理等

- 改正法の規定に基づき「内部公益通報対応体制の整備に関する指針」（告示）を策定
⇒ 「指針」には、事業者がとるべき措置の大要を規定
- このほか、事業者が指針に沿った対応をとるに当たり参考となるよう、「指針の解説」も公表予定
⇒ 「指針の解説」では、検討会の提言に沿って、想定される具体的取組事項等を記載予定
⇒ 民間事業者向けガイドラインについては、その記載事項を原則として「指針の解説」に盛り込むことで統合（指針との整合性確保など一定の整理は行う。）

<現行>

<改正後>

民間事業者向けガイドライン
(公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン)



内部公益通報対応体制の整備に関する指針
(公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針)

指針の解説 (※)

(※) 事業者が指針に沿った対応をとるに当たり参考となる考え方、想定される具体的取組事項等を示す解説。民間事業者向けガイドラインに記載の事項も原則として記載

(注) 民間事業者向けガイドラインのほか、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」についても必要な見直しを行う。